

1 現状と経緯

運動公園造成にあたり、多量の土が必要となる。

運動公園造成にかかる事業費を削減したい。

2 今後の方針

那珂川市発注工事及び他自治体で発生した建設発生土を運動公園の造成土として受け入れる。

左記建設発生土を全て受け入れることとし、土の取扱いについては、PFI事業者にて計画・検討を行う。(購入土や不要残土処分費にかかる費用について市は負担しない。)

【那珂川市発注工事】

- 那珂川市が発注する工事で発生した建設発生土の受入
 - ①原課から運動公園担当へ受入依頼
 - ②土質試験を実施し、適当と判断されれば受入開始
 - ③残土受入完了後許可書を発行

・R5,6年度 約20,000m³
 ・R7年度 約4,000m³
 ・R8年度 約4,500m³
 計 約28,500m³ ※1

【他自治体が発注する工事】

- 工事で発生した建設発生土の受入
 - ・発生土量:発生箇所①→約 5,000m³
 発生箇所②→約60,000m³
 計65,000m³ ※2
 - ・受入期間:発生箇所①→R7.3～R7.5
 発生箇所②→R7.10(予定)～R9.3
 - ・想定土質:第二種建設発生土

3 効果

事業費の大幅削減を見込む
 ※想定していた必要土量に近い
 約93,500m³(※1～※2の合計)を受入土のみで確保できるため、事業費を大幅に削減

4 受入条件

- 建設発生土を受け入れるにあたり、受入条件を下記のとおり設定する。

<受入条件>

- ①搬出側費用負担による土質試験※4の実施
 ※4.道路土工土質調査指針P17(昭和61年11月)より
- ②受入可能土砂は第三種建設発生土※5以上
 ※5.試験項目:含水比試験、粒度試験、液性・塑性限界試験、コーン指数試験
- ③土砂受入場所は、運動公園担当が指定

5 今後のスケジュール

R6年度
 R7.3月～
 ・市発注工事で発生する建設発生土の受入開始
 ・他自治体で発生する建設発生土の受入開始(発生箇所①)

R7年度
 R7.4月～R8.3月
 ・市発注工事で発生する建設発生土の受入継続
 R7.4月～R7.5月
 ・他自治体で発生する建設発生土の受入完了(発生箇所①)
 R7.10月～R8.3月
 ・他自治体で発生する建設発生土の受入開始(発生箇所②)

R8年度
 R8.4月～R9.3月
 ・市発注工事で発生する建設発生土の受入完了
 ・他自治体で発生する建設発生土の受入完了
 ※約93,500m³の土確保